

特定事業所加算（訪問介護）について

算定区分（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定要件及び算定イメージ

＜共通の算定要件＞	
訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	
利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	
全ての訪問介護員等への健康診断等の定期的な実施	
緊急時等における対応方法の利用者への明示	

＜人材要件＞	
1	訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上
2	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者
3-1	サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること
3-2	訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること

＜重度者等対応要件等＞	
4-1	利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が20%以上
4-2	①看取り期の利用者（※）への対応実績が1人以上であること ②病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

算定区分（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定イメージ

（Ⅰ） +20%	（Ⅱ） +10%	（Ⅲ） +10%	（Ⅳ） +3%
＜共通の算定要件＞			
＜人材＞ 1 かつ 2	＜人材＞ 1 又は 2	＜人材＞ 3-1 又は 3-2	＜人材＞ 3-1 又は 3-2
		＜重度者＞ 4-1 又は 4-2	
＜重度者＞ 4-1 又は 4-2			

算定区分（V）の算定要件及び算定イメージ

<（I）～（IV）と共通の算定要件>

訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
全ての訪問介護員等への健康診断等の定期的な実施
緊急時等における対応方法の利用者への明示

<（V）独自の算定要件>

通常の事業の実施地域内であって中山間地域等（※）に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算と同様の対象地域
利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり随時介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること

<留意事項等>

（I）～（IV）と併算定可
特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算とは併算定不可

算定区分（V）の算定イメージ

（V）
+3%

<共通の算定要件>

<（V）独自の算定要件>

○計画的な研修の実施について

【指摘内容】

訪問介護員ごとに研修計画を作成していない。

【留意点】

「指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等及びサービス提供責任者に対し、訪問介護員ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。」が要件となっています。

○人材要件に係る職員又は利用者等の割合について

【指摘内容】

前3月の実績により届出を行った場合について、届出を行った月以降において毎月ごとに割合を算出していない。また、前年度（3月を除く）の実績により届出を行った場合について、翌年度以降も継続して算定する際に年度ごとに要件を満たしていることを確認していない。

【留意点】

職員又は利用者等の割合については、「前年度（3月を除く）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。」とされているほか、「前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者等の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。」とされています。

関連するQ&A等①

関連Q&A	質問	回答
<p>21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)</p>	<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的取扱いについて示されたい。</p>	<p>要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。</p> <p>なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認すべきものであること。</p>
<p>21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)</p>	<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。</p>	<p>訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下問3及び問4において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。</p> <p>また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。</p> <p>なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。</p>
<p>21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)</p>	<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。</p>	<p>本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断（常時使用する者に労働者に該当しない者に対する健康診断の項目についても労働安全衛生法と同様とする）を、事業所の負担により実施することとしている。</p> <p>また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断（他の事業所が実施した健康診断を含む。）を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない（この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。）。</p>

関連するQ&A等②

関連Q&A	質問	回答
<p>24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成24年3月16日)」の送付について</p>	<p>特定事業所加算の重度要介護者等対応要件における具体的な割合はどのように算出するのか。</p>	<p>重度要介護者等対応要件の利用者の割合については、利用実人員又は訪問回数を用いて算定するものとされているが、例えば下記のような場合、前三月の平均値は次のように計算する（前年度の平均値の計算についても同様である。）。</p> <p>（注1）一体的運営を行っている場合の介護予防訪問介護の利用者に関しては計算には含めない。 （注2）利用者Gについては、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けた事業所のみ算入可能。 （注3）例えば、利用者H、I、Jのように、「要介護度4以上」、「認知症自立度Ⅲ以上」又は「たんの吸引等が必要な者」の複数の要件に該当する場合も重複計上はせず、それぞれ「1人」又は「1回」と計算する。</p> <p>① 利用者の実人数による計算 ・総数（利用者Bは2月の利用実績なし） 10人（1月）+9人（2月）+10人（3月）=29人 ・重度要介護者等人数（該当者B、F、G、H、I、J） 6人（1月）+5人（2月）+6人（3月）=17人 したがって、割合は17人÷29人≒58.6%≧20%</p> <p>② 訪問回数による計算 ・総訪問回数 79回（1月）+63回（2月）+75回=217回 ・重度要介護者等に対する訪問回数（該当者B、F、G、H、I、J） 61回（1月）+48回（2月）+59回（3月）=168回 したがって、割合は168回÷217回≒77.4%≧20%</p> <p>なお、上記の例は、人数・回数の要件をともに満たす場合であるが、実際には①か②のいずれかの率を満たせば要件を満たす。 また、当該割合については、特定の月の割合が20%を下回ったとしても、前年度又は前三月の平均が20%以上であれば、要件を満たす。</p> <p>※ 平成21年Q & A (Vol.1) (平成21年3月23日) 問29は削除する。</p>
<p>18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q & A(vol.2)</p>	<p>訪問介護における特定事業所加算の算定要件については、毎月満たしていなければならないのか。また、要件に該当しないことが判明した場合の取扱いはどのようなになるのか。</p>	<p>基本的には、加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。</p>

関連するQ&A等③

関連Q&A	質問	回答
<p>18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)</p>	<p>訪問介護の特定事業所加算を取得すれば、利用者の自己負担も増加することになるが、加算を取得した上で、負担軽減のため、特定の利用者に対して加算を行わないという取扱いをすることは可能か。</p>	<p>加算を取得した上で、利用者間に加算の適否の差を付けることは、利用者間の不合理な負担の差を是認することにつながりかねないと考えられるので認められない。したがって、加算を取得するか、あるいは利用者の負担を考慮して取得しないかのどちらかを、あらかじめ各事業者が十分検討の上、選択する必要がある。</p>
<p>21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)</p>	<p>特定事業所加算の届出においての留意事項を示されたい。</p>	<p>特定事業所加算における届出については、次のとおりの取扱いとする。 ① 訪問介護員等要件を満たすと届出を行い、特定事業所加算（Ⅱ）を算定している事業所が、当該要件を満たさなくなったが、サービス提供責任者要件は満たす場合→要届出（変更） ② 訪問介護員等要件及びサービス提供責任者要件をともに満たすと届出を行い、特定事業所加算（Ⅱ）を算定している事業所が、一方の要件のみを満たさなくなった場合→要届出（変更） ③ 訪問介護員等要件又は重度要介護者等対応要件を前年度実績により届出を行い、特定事業所加算を算定している事業所が、翌年度に当該要件を満たさなくなったが、前三月実績は満たす場合→要届出（変更）</p>
<p>21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)</p>	<p>特定事業所加算における人材要件のうち、「サービス提供責任者要件」を月の途中で満たさなくなった場合、加算の算定ができなくなるのは、その当日からか。それとも、その翌月の初日からか。</p>	<p>翌月の初日からとする。 なお、前月の末日時点でサービス提供責任者要件を満たしていて、その翌月（以下、「当該月」という。）の途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の末日にその状態が解消した場合に限り、加算要件は中断しないものとする。ただし、当該月に人員基準を満たさなくなった場合はこの限りでない。</p>
<p>21.4.17 介護保険最新情報vol.79 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2)</p>	<p>特定事業所加算の人材要件のうちの訪問介護員等要件において、指定訪問介護事業所が障害者自立支援法における指定居宅介護等を併せて行っている場合の取扱いについて</p>	<p>人材要件のうち訪問介護員等要件における職員の割合の算出にあたっては、介護保険法におけるサービスに従事した時間により算出された常勤換算の結果を用いるものとする。したがって、障害者自立支援法における指定居宅介護等に従事した時間は含めない。</p>

関連するQ&A等④

関連Q&A	質問	回答															
<p>21.4.17 介護保険最新情報vol.79 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2)</p>	<p>次のような場合における特定事業所加算の取扱い及び届出に関する留意事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算（Ⅰ）を算定している事業所が、人材要件のいずれか一方若しくは双方又は重度要介護者等対応要件を満たさなくなった場合 ・特定事業所加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していた場合に、一方の要件を満たさなくなったが、もう一方の要件を満たす場合 	<p>特定事業所加算については、月の15日以前に届出を行った場合には届出日の翌月から、16日以後に届出を行った場合には届出日の翌々月から算定することとなる。この取扱いについては特定事業所加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していた事業所が（Ⅰ）を算定しようとする場合の取扱いも同様である（届出は変更でよい。）。</p> <p>また、特定事業所加算を算定する事業所は、届出後も常に要件を満たしている必要があり、要件を満たさなくなった場合は、速やかに廃止の届出を行い、要件を満たさないことが明らかとなったその月から加算の算定はできない取扱いとなっている。</p> <p>ただし、特定事業所加算（Ⅰ）を算定していた事業所であって、例えば重度要介護者等対応要件のみを満たさなくなる場合は、（Ⅰ）の廃止後（Ⅱ）を新規で届け出る必要はなく、（Ⅰ）から（Ⅱ）への変更の届出を行うことで足りるものとし、届出日と関わりなく、（Ⅰ）の算定ができなくなった月から（Ⅱ）の算定を可能であることとする（下記例参照）。この場合、居宅介護支援事業者への周知や国保連合会のデータ処理期間の関係もあるため速やかに当該届出を行うこと。この取扱いについては、例えば（Ⅲ）を算定していた事業所が重度要介護者等対応要件を満たさなくなったが、人材要件のいずれかを満たすことから、（Ⅲ）の算定ができなくなった月から（Ⅱ）を算定しようとする場合も同様とする。</p> <p>●特定事業所加算（Ⅰ）を取得していた事業所において、重度要介護者等要件が変動した場合</p> <table border="0"> <tr> <td>例) 4月～6月の実績の平均</td> <td>重度要介護者等割合</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>5月～7月の実績の平均</td> <td>重度要介護者等割合</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>6月～8月の実績の平均</td> <td>重度要介護者等割合</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>7月～9月の実績の平均</td> <td>重度要介護者等割合</td> <td>20%未満</td> </tr> <tr> <td>8月～10月の実績の平均</td> <td>重度要介護者等割合</td> <td>20%以上</td> </tr> </table> <p>①7～9月の実績の平均が20%を下回るケース・・・10月は要件を満たさない。このため10月は（Ⅰ）の算定はできないため、速やかに（Ⅱ）への変更届を行う。</p> <p>②①の後、8～10月の実績の平均が20%を上回るケース・・・11月は（Ⅰ）の算定要件を満たした状態となるが、（Ⅰ）の算定開始日は届出後となるため、変更届を11月15日までに行えば、12月から（Ⅰ）の算定が可能となる。</p>	例) 4月～6月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%以上	5月～7月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%以上	6月～8月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%以上	7月～9月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%未満	8月～10月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%以上
例) 4月～6月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%以上															
5月～7月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%以上															
6月～8月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%以上															
7月～9月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%未満															
8月～10月の実績の平均	重度要介護者等割合	20%以上															
<p>24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)（平成24年3月16日）」の送付について</p>	<p>特定事業所加算の体制要件として、サービス提供責任者が訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けることとされているが、毎回のサービスごとに行わなければならないのか。</p>	<p>サービス提供責任者は、サービス提供前に訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、事後に訪問介護員等からの報告を適宜受けることとしているが、下図AからCまでに示す場合については、サービス提供責任者が文書等による事前の指示を一括で行い、サービス提供後の報告を適宜まとめて受けることも可能である。</p>															

関連するQ&A等⑤

関連Q&A	質問	回答																																																					
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)	新設された特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ)の重度要介護者等対応要件である看取り期の利用者への対応体制について、病院、診療所又は訪問看護ステーション(以下「訪問看護ステーション等」という。)の看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保することとされているが、具体的にどのような体制が想定されるか。	<p>「24時間連絡ができる体制」とは、事業所内で訪問介護員等が勤務することを要するものではなく、夜間においても訪問介護事業所から連携先の訪問看護ステーション等に連絡でき、必要な場合には事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制をいうものである。具体的には、イ 管理者を中心として、連携先の訪問看護ステーション等と夜間における連絡・対応体制に関する取り決め(緊急時の注意事項や利用者の病状等についての情報共有の方法等を含む)がなされていること。ロ 管理者を中心として、訪問介護員等による利用者の観察項目の標準化(どのようなことが観察されれば連携先の訪問看護ステーション等に連絡するか)がなされていること。ハ 事業所内研修等を通じ、訪問介護員等に対して、イ及びロの内容が周知されていること。といった体制を整備することを想定している。</p>																																																					
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)	特定事業所加算(Ⅴ)の体制要件における中山間地域等に居住する者への対応実績について、具体的にどのように算出するのか。	<p>中山間地域等に居住する者への対応実績については、利用実人員を用いて算定するものとされているが、例えば下記のような場合、前3月の平均値は次のように計算する(前年度の平均値の計算についても同様である。)</p> <table border="1" data-bbox="1765 1060 2775 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">居住地</th> <th rowspan="2">特別地域加算等(※)の算定状況</th> <th colspan="3">利用実績</th> </tr> <tr> <th>中山間地域等</th> <th>それ以外の地域</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>利用者A</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>利用者B</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>利用者C</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>利用者D</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>利用者E</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 特別地域加算、中山間地域における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (注1) 一体的運営を行っている場合の介護予防訪問看護の利用者に関しては計算には含めない。 (注2) 特別地域加算等の算定を行っている利用者に関しては計算に含めない。 ・中山間地域等に居住する利用者(A、D(特別地域加算を算定する利用者Cを除く)) 2人(1月) + 2人(2月) + 1人(3月) = 5人 したがって、対応実績の平均は5人 ÷ 3月 ≒ 1.6人 ≧ 1人</p> <p>なお、当該実績については、特定の月の実績が1人を下回ったとしても、前年度又は前3月の平均が1人以上であれば、要件を満たす。</p>			居住地		特別地域加算等(※)の算定状況	利用実績			中山間地域等	それ以外の地域	1月	2月	3月	1	利用者A	○			○	○	○	2	利用者B		○		○	○	○	3	利用者C	○		○	○	○	○	4	利用者D	○			○	○		5	利用者E		○		○	○	
		居住地			特別地域加算等(※)の算定状況	利用実績																																																	
		中山間地域等	それ以外の地域	1月		2月	3月																																																
1	利用者A	○			○	○	○																																																
2	利用者B		○		○	○	○																																																
3	利用者C	○		○	○	○	○																																																
4	利用者D	○			○	○																																																	
5	利用者E		○		○	○																																																	

関連するQ&A等⑥

関連Q&A	質問	回答
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)	新設された特定事業所加算 (V) について、「利用者の心身の状況等に応じて、随時、関係者が共同して訪問介護計画の見直しを行うこと」とされているが、訪問介護計画の見直しに当たり全ての職種が関わる必要があるか。また、訪問介護計画の見直しが多職種協働により行われたことを、どのように表せばよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業所加算 (V) を算定する訪問介護事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援することが求められている。当該加算を算定する事業所においては、中山間地域等にあつて、必ずしも地域資源等が十分ではない場合もあることから、訪問介護事業所のサービス提供責任者が起点となり、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治の医師や看護師、その他の従業者といった多様な主体との意思疎通を図ることが必要となり、継続的なサービス提供を行うことと併せて、他の地域の訪問介護事業所とは異なる「特有のコスト」を有しているため、特定事業所加算により評価するものである。 ・ 訪問介護事業所における訪問介護計画の見直しは、サービス提供責任者を中心に多職種協働により行われるものであるが、その都度全ての職種が関わらなければならないものではなく、見直しの内容に応じて、適切に関係者がかわることでも足りるものである。 ・ また、訪問介護計画の見直しに係る多職種協働は、必ずしもカンファレンスなどの会議の場により行われる必要はなく、日常的な業務の中でのかわりを通じて行われることも少なくない。通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護職員等の意見を把握し、これに基づき訪問介護計画の見直しが行われていれば、本加算の算定要件を満たすものである。なお、加算の要件を満たすことのみを目的として、新たに多職種協働の会議を設けたり書類を作成することは要しない。
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)	特定事業所加算(Ⅲ)、(Ⅳ)の勤続年数要件(勤続年数が7年以上の訪問介護員等を30%以上とする要件)における具体的な割合はどのように算出するのか。	勤続年数要件の訪問介護員等の割合については、特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の訪問介護員等要件(介護福祉士等の一定の資格を有する訪問介護員等の割合を要件)と同様に、前年度(3月を除く11ヶ月間。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.4) (令和3年3月29日) 問1は削除する。
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)	「訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上」という要件について、勤続年数はどのように計算するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業所加算(Ⅲ)、(Ⅳ)における、勤続年数7年以上の訪問介護員等の割合に係る要件については、- 訪問介護員等として従事する者であつて、同一法人等での勤続年数が7年以上の者の割合を要件としたものであり、- 訪問介護員等として従事してから7年以上経過していることを求めるものではないこと(例えば、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等として従事する前に、同一法人等の異なるサービスの施設・事業所の介護職員として従事していた場合に勤続年数を通算して差し支えないものである。)。 「同一法人等での勤続年数」の考え方について、- 同一法人等(※)における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数- 事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であつて、当該事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。(※)同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。 ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.4) (令和3年3月29日) 問2は削除する。

関連するQ&A等⑦

関連Q&A	質問	回答
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)	勤続年数には産前産後休業や病気休暇の期間は含めないと考えるのか。	産前産後休業や病気休暇のほか、育児・介護休業、母性健康管理措置としての休業を取得した期間は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.4) (令和3年3月29日) 問3は削除する。
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)	特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ)の重度要介護者等対応要件である看取り期の利用者への対応体制及び看取り連携体制加算について、看取り期における対応方針は、管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、定められていることが必要とされているが、その他に協議を行うことが想定される者としては、医師も含まれるのか。また、対応方針を定めるにあたっての「協議」とは具体的にはどのようなものか。	・ 貴見のとおり医師も含まれると考えて差し支えない。・ また、看取り期における対応方針の「協議」については、必ずしもカンファレンスなどの会議の場により行われる必要はなく、例えば、通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護支援専門員等の意見を把握し、これに基づき対応方針の策定が行われていれば、本加算の算定要件を満たすものである。
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)	特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ)の重度要介護者等対応要件である看取り期の利用者への対応体制及び看取り連携体制加算について、「適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えない。」とあるが、「代替」とは具体的にどういうことか。	・ 質の高い看取り介護を実施するためには、多職種連携により、利用者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努力することが不可欠である。このため、利用者への介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際に、利用者またはその家族の理解を支援させる目的で、補完的に理解しやすい資料を作成し、これを用いて説明することも差し支えないこととしたものである。・ なお、その際、介護記録等の開示又は写しの提供を本人またはその家族が求める場合には、提供することが必要である。
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)	特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ)の重度要介護者等対応要件である看取り期の利用者への対応体制及び看取り連携体制加算について、「本人またはその家族に対する随時の説明」とあるが、具体的にどういうことか。	看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明のことをいう。

関連するQ&A等⑧

関連Q&A	質問	回答																																																																														
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6) (令和6年5月17日)	新設された特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ)の重度要介護者等対応要件である看取り期の利用者への対応実績について、前年度又は算定日が属する月の前3月間における実績と算定期間の具体的な関係性如何。	<p>算定要件に該当する者の対応実績と算定の可否については以下のとおり。(前々年度には対応実績がなかったものとした場合)</p> <table border="1" data-bbox="1789 510 2778 772"> <thead> <tr> <th>前年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応実績</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>算定可否</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1789 816 2778 1079"> <thead> <tr> <th>当該年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>算定可否</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)問1は削除する。</p>	前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	対応実績		○	○	○				○	○	○	○		算定可否	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	当該年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	対応実績													算定可否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																				
対応実績		○	○	○				○	○	○	○																																																																					
算定可否	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○																																																																				
当該年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																				
対応実績																																																																																
算定可否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																				
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.11) (令和6年11月11日)	特定事業所加算(Ⅴ)の体制要件における中山間地域等に居住する者への対応実績を算定する際、利用者が転居等により月の途中で中山間地域等からそれ以外の地域に居住地が変わった場合は、利用実人員の算定対象としてよいか。	<p>・ 利用者が中山間地域等に居住している間に、実際にサービス提供を行った実績がある場合は、その月における利用実人員として算定することができる。※ 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)問4は削除する。</p>																																																																														